

# 広島大学学術情報リポジトリ

## Hiroshima University Institutional Repository

Title	近世後期における塩業経営者のネットワーク : 野崎家文書「諸浜集会印形帳」を参照して
Author(s)	落合, 功
Citation	史学研究 , 305 : 129 - 149
Issue Date	2020-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	<a href="https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055672">https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00055672</a>
Right	
Relation	



## 近世後期における塩業経営者のネットワーク

—野崎家文書「諸浜集会印形帳」を参照して—

### 落 合 功

#### はじめに

本論は近世後期における休浜同盟の実態について、休浜同盟に対する塩業経営者の取り組みを通じて明らかにする。休浜同盟とは、休浜のあり方を決めるために年に一度集会を行って決める組織である。それでは、集会とは如何なる集まりか、またどのような理由で塩業経営者が集まったのか。この集会においてどのような内容が取り決められたのか。こうした点を、野崎家文書「諸浜集会印形帳」から明らかにすることが目的である。

さて、近世後期から近代にかけての地域史研究を振り返るとき、地域社会の担い手を取り上げる研究は多い。その意味で、まさに地域社会の担い手を意味する地方名望家を取り上げることは重要だし、実際、地方名望家を扱った成果は多い。

いわゆる「名望家論」を概観するとき、政治的側面からと経済的側面からの二側面から明らかにされている。政治的側面からの視点で述べると、近代以降の中央集権化が進む中で政治参加することでの地域への利益誘導が行われたという点を明らかにする方法である。鉄道敷設や港湾整備といったインフラ整備や補助金、工場誘致などの地域経済の活性化などが挙げられよう。他方、経済的な側面からの視点では、地元で展開される地主制（土地所有をめぐる）のもとでの小作の保護や抱え込みの問題、酒造業、醤油醸造業などといった農村工業の取り組みによる雇用の創出、地元の投資活動や寄付行為などが、地元の地域経済の活性化という意味で名望家としての性格を示している。

筆者も「名望家」を取り上げた成果はいくつかある。「地域を担うリーダー—久米栄左衛門の思想と行動—」では、坂

出塩田の開発を推進した久米栄左衛門をとりあげている。この久米栄左衛門とは高松藩士で、大坂で間重富のもと、数学、天文学などを学び、測量技術を習得した。このため、伊能忠敬の測量隊が領内に来た時には随行している。その意味では、在地の人物ではない。ただ、こうした技術を塩田開発に生かすことで、文政期の坂出塩田における開発を実現したのである。いわば自身が学び得た技術を地域開発に生かした名望家として考えたい。

「芸予島嶼部における地方名望家の展開」では、島嶼部の資産家として、広島県下でも上位の位置を有していた堀内調右衛門を取り上げて検討した。近代の堀内家は、瀬戸内海の島嶼部、生口島に所在し、土地所有（田畑、塩田）、製塩業、海運業（石炭、塩）を中心とした島内産業とその発展に貢献した。しかし、生口島自体の停滞と共に堀内家の衰退が見られるようになっていく。輸送の主軸が海運から鉄道へと転換し、株式投資などの投資先が島内から三原などの本土へと展開する中、三原が本店であった西備銀行の閉店、破産宣告とともに堀内家が地域で果たす役割が衰えていくことを明らかにした。この点で、在地における名望家は地域の盛衰が自家の盛衰に直接つながることを示している。

また、「近代における内湾塩業の展開と地域名望家の行動」は、明治八年（一八七五）に開発された千葉県袖ヶ浦市海岸部にある成教新地開発の担い手であった鳥飼家を紹介した。鳥飼家は奈良輪村の草分け伝承にまで遡ることができる名家

であり、近世以来名主役、近代以降、千葉県会議員などを歴任した名望家であった。かかる人物が製塩地を開発し、「鳥飼の塩」として、安価で良質な塩を安定的に地元を提供したことを紹介した。<sup>③</sup>

筆者の場合、名望家を論じるというよりも、製塩業の展開を名望家の役割から議論する立場であるため、名望家論への議論は限定的である。ただ、それでも、地域の産業発展の担い手として活躍し、名望家は地域の発展をもたらす存在であることを示してきたつもりである。また、同時に名望家の行動と限界が示された。具体的には二つの点を明らかにしたと考えている。

一つは地域開発としての塩田開発とその効果である。この点は、塩田開発による塩田労働者を始めとした雇用の創出であり、また、塩販売による産業振興と貨幣獲得の側面から明らかにされてきたといえるだろう。また同時に塩販売のみならず、石炭、薪、縄、俵などといった諸商品が移出入されることで地域経済の活性化が期待される点を明らかにしている。同様に地元の需要に追いつかず不足しがちだった塩を生産することで、地元での塩の自給を実現している。

もう一つの点は地域主義的側面である。地域にどのようにして利益をもたらすのかという視点である。広い範囲の議論では国益であり、より在地の論理としては御救いや相続などといった地域存続の論理である。これは、名望家自身が在地に居住している以上、地元の発展が自身の発展につながるし、

逆に地域の衰退は自家の衰退につながることを意味した。その意味で名望家は地域エゴを主張することもあるし、その論理を他地域との間で調整することで実現していくのである。

こうした地域主義をめぐる議論は「休浜同盟の展開と芸備塩田―「生口浜増稼一件」を素材にして―」である。同論文は、嘉永四年（一八五二）から七年にかけて安芸国生口浜と竹原塩浜との間で休浜期間をめぐり行われた争論である。この争論は、生口浜が休浜期間を破り増稼したことに対し、竹原塩浜の側では休浜期間を遵守すべきことを主張したものである。結果として、生口浜の一か月増稼を認める代わりに、他の芸備塩田が増稼分を惣鬮として負担することで解決している。同論文では休浜同盟の塩浜間の争論とその解決過程から休浜同盟の性格を説明することを目指したものであるが、それだけではなく、生口浜および竹原塩浜の地域利害をめぐる争論であり、地域の維持・発展を考える名望家間の調整による結果ともいえるだろう。

このように地域の名望家を振り返るとき、名望家（地域の担い手）は地域を考えるキーワードとして有効であるが、逆に言えば、地域が存在する以上、名望家（地域の担い手）は常に存在し続けるものであった。よって、名望家論として重要なのは、名望家であることを示すだけではなく、如何なる点で名望家であるかという意味を明らかにすることにあるだろう。

かかる点を念頭に据えつつ、とりわけ近世史研究において、

今後名望家論を検討する上で如何なる点に注目すべきであろうか。これまでの議論では社会変動の要因を村方騒動や豪農論などといった内在的要因から捉えてきた。よって、近世において地方名望家を議論する場合も地域存続のために地域をどのようにしていくか、といった地域内部の問題に焦点が当てられてきたように思われる。しかし、地域変動の要因は内発的な問題よりも、むしろ外発的な要因の方が多い。地域的外的課題の解決なしに、地域の問題を解決することが困難な場合が多くある。すなわち、名望家は地域内部の課題を解決するために、他地域との関係の中で地域主義をいかに発揮するかが求められるのである。よって、本論は「地方名望家はどういう存在なのか（何か）」ではなく、「地方名望家はどのような行動をしたのか」という点に注目して検討したい。具体的には地域主義を発揮する地方名望家（塩田浜主の代表たち）がどのような議論を展開しているか休浜同盟の展開から明らかにする。

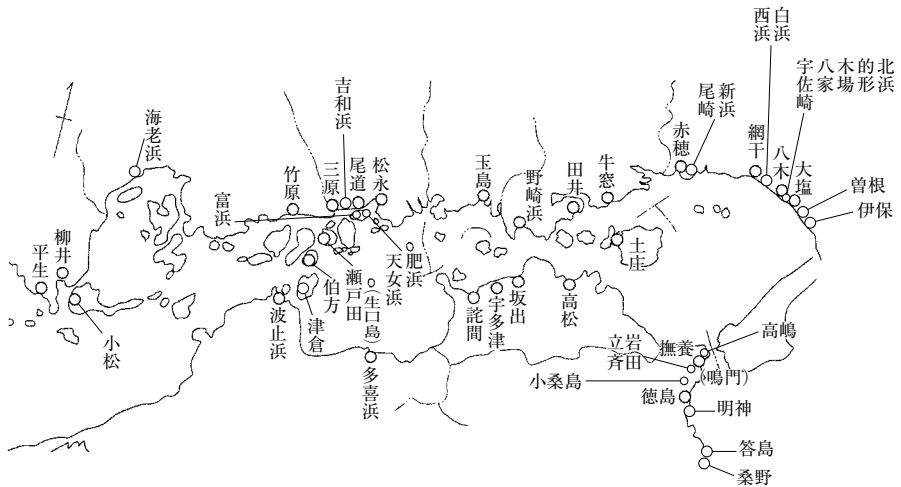
## 一 休浜法と休浜同盟

休浜とは製塩業を休業することである。休浜同盟とは、かかる休浜を瀬戸内各地の塩田が協力して行う集団のことである。なお、休浜同盟は、近代以降の用語であり、近世ではかかる同盟といった用語は使用されていない。休浜同盟の結成の背景は、以下の通りである。

近世前期以来、瀬戸内各地で塩田築造が展開される中、塩は生産過剰となり塩価低落を招いた。かかる中、塩田の景況が悪化するが、この塩田不況に対する塩業者側の対応が休浜法（替持法）であった。具体的には日が短くて塩付きの悪い秋冬の間、塩田作業を休むことが休浜法であり、作業地場を二つに分け、一日おきに作業することを替持法とよんだ。この休浜替持法とは、全体的な生産量を減らすと共に、生産性の向上と経費の節減を実現するためのものであった。

この取り組みは、当初、宝暦年間に安芸国生口浜の三原屋貞右衛門により提唱されるものの、このときは結局、同意が得られず、また違反者が出たことで十年もたらずに瓦解する。その後、塩田不況が深刻化する中、明和八年（一七七二）再び周防国三田尻浜田中藤六によって提唱されたのである。当初は、周防国、長門国の二か国で行われるが、次第に、安芸国、備後国、伊予国（波止浜）の塩浜が同意し、瀬戸内各地の塩浜が参加する。文化九年（一八一二）には播州赤穂浜が参加し、嘉永六年（一八五三）に讃岐国や伊予国東部の塩浜も参加し、十州に渡り休浜同盟が結びつくに至っている。<sup>5)</sup>

この休浜同盟は、毎年、塩浜の代表者による集會が行われていた（備前国瑜伽山と安芸国宮島で交互に開催）。集會が恒常的に行なわれるようになった時期は定かでないが、文化一五年（一八一八）の集會の史料によれば「既二七ヶ年前芸備塩浜所より罷登り候二付相談約り合、御上表御聞濟ニ相成、其已来備前瑜伽山、芸州巖島隔年二播州芸備予防長会合申値



主要塩田一覽

候様相成」と記載されてあるので、文化八年ごろから集會が開催されたものと考えられる。瀬戸内各地の塩田が休浜同盟に参加することは、藩からの指示ではない。いわば各塩田の任意参加であった。もちろん、年貢や運上などの負担の關係もあるので最終的には領主の許可を必要とするが、休浜同盟への参加の意志は各々の塩浜に委ねられていたのである。地の塩田の名望家（浜主）たちは、この休浜同盟に参加することで、業界の連携を進める一方で自身や地域、そして藩領域の利害を説いていくことになる。

かかる休浜同盟の集會の様子について、備後国児島湾にある野崎家に残された史料で文化一五年（一八一八）から慶応二年（一八六六）にかけての史料が断続的に残されている。次に同史料を参照しながら、休浜同盟の集會でどのような議論がなされていたかを紹介したい。

## 二、休浜の時期（期間）の決定

近世後期の休浜同盟では毎年集會が開催されている。安芸国厳島で開催される厳島集會は三月十九日に、備前瑜伽山で開催される瑜伽山集會は四月十日に毎年交替で開催されている。天保十二年（一八四一）の取り決めによれば、これまで集會の日に遅刻する塩浜もあることから、前日には集會に到着することとし、天候などで遅延する可能性がある場合は、一日延期し、それ以上の遅延は認めず、不参加な塩浜があっ

たととしても集會を開催することにしてゐる。文政八年（一八二五）の集會では、松永浜が集會時期の提案をしている。それによると、天候の具合が定まり、実際に休浜期間の伸縮を検討するのは七月や八月ごろになるので、この時期に集會を開催することが望ましいというものであった。この点について集會での理解は得られたものの、結局、変更には至っていない（文政八年）。恐らく、七、八月は塩浜の繁忙期であり、浜主たちも集會どころではないということなのだろう。

集會には各地の塩田の代表者が参加している。参加者の動向を見ると、地域の塩浜（阿州浜、防長塩田など）の代表者が決められ参加する場合もあれば、広島藩領内の尾道周辺の塩田の場合、吉和浜、富浜、天女浜と国や藩領域を単位とせず、各地の塩浜の代表者がそれぞれ参加する場合など様々である。そこで決まった内容は、「諸浜集會印形帳」にまとめられ、その年の休浜同盟の取り決めになっている。その内容については、冒頭で紹介し、【表1】【表2】に示した通りである。

休浜同盟ということで、集會での一番重要な課題は、休浜の時期と期間の決定であった。【表2】を参照してもわかるように、休浜期間は時期によって異なるが、文政三年（一八二〇）から休浜時期を集會で決めている。ただ、この時期は休浜期間が年により一定しない。これは、一閏月等有之又者早魃雨天来等二而、或者焚塩行届キ不申、又ハ越年塩多分ニ相成申歟之節ハ、其年柄ニ応シ申値休浜月長短相定、何方茂差閏無之様年々入用たけ塩焚立候得者塩浜必死之困窮ニ落入不申、

【表1】 休浜同盟間の議論の内容

	当番浜	新浜築造	相場情報	俵表について	休浜理念	休浜期間	同盟勧誘	罰則	集会日	情報伝達方法について	規定厳守	その他
文化15年	於畿島諸国塩浜集談覚書	○	○	○			○					
文政2年	備前瑤伽山麓於西屋諸浜集談覚書	○		○			○					
文政3年	西国塩浜ノ所相統帳											
文政4年	備前瑤伽山麓於西屋諸浜集談覚書	○		○			○					
文政6年	備前瑤伽山麓於西屋諸浜集談覚書	○					○					
文政7年	芸州畿島於八百屋彦兵衛宅諸浜集談覚帳	○					○					
文政8年	備前瑤伽山麓於諸浜集談覚帳	○					○					○
文政11年	芸州畿島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳						○					
文政12年	於備前瑤伽山麓諸浜集会印形帳		○				○					
天保3年	於畿島諸浜集会印形帳		○									
天保12年	吉備前瑤伽山麓於西屋諸浜集談印形帳		○					○				
弘化2年	於備前瑤伽山麓西屋諸浜集会印形帳						○					
嘉永4年	於備前瑤伽山麓西屋諸浜集会印形帳		○				○		○			
嘉永5年	於備前瑤伽山麓西屋諸浜集会印形帳		○				○		○			
嘉永5年	嘉永五子三月畿島集会申備規定						○					
嘉永6年	於備前瑤伽山麓諸浜集会印形帳		○				○		○			
嘉永7年	芸州畿島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳						○		○			
安政2年	於瑤伽山西屋多次兵衛宅諸浜集会印形帳	○					○		○			
安政3年	於丸亀淡路屋米藏宅諸浜集会印形帳						○					
安政4年	於畿島諸国塩浜集会連印帳						○					
安政5年	於伽峯諸国塩浜集会連印帳						○					
安政7年	於瑤伽山諸国塩浜集会連印帳						○					○
万延2年	於畿島諸国塩浜集会連印帳						○					
文久4年	於瑤伽山諸国塩浜集会連印帳						○				○	
慶応2年	於瑤伽山諸国塩浜集会連印帳						○				○	

【表2】 休浜同盟で取り決められた休浜期間

	播磨国			讃岐国			備前野崎浜	芸備浜	子州浜 (波止浜)	防長河国
	赤穂東浜・尾崎浜	新浜	西浜	阿波国	坂出浜	詫間浜				
文化15年	於鞆島諸国塩浜集談覚書									
文政2年	備前備加山麓於西屋諸浜集談覚書									
文政3年	西国塩浜々所相統帳									
文政4年	備前備加山麓於西屋諸浜集談覚書	4か月①		4か月①						
文政11年	芸州鞆島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳	3か月③		2か月④						
文政12年	於備前備加山麓諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
天保3年	於鞆島諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
天保12年	吉備前備加山麓於西屋諸浜集談印形帳	50日	40日	3か月	3か月⑥					
弘化2年	於備前備加山麓西屋諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
嘉永4年	於備前備加山麓西屋諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
嘉永5年	於備前備加山麓西屋諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
嘉永6年	於備前備加山麓諸浜集会印形帳	50日	40日	3か月	3か月					
嘉永7年	芸州鞆島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳	3か月⑧	55日	3か月⑩	3か月⑪					
安政2年	於鞆加山西屋多次兵衛宅諸浜集会印形帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月	3か月⑭	4か月	3か月⑯	6か月
安政3年	於丸亀淡路屋米藏宅諸浜集会印形帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
安政4年	於鞆島諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
安政5年	於備前備加山諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
安政7年	於備前備加山諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
万延2年	於鞆加山諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
文久4年	於備前備加山諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月
慶応2年	於鞆加山諸国塩浜集会連印帳	3か月⑧	55日⑨	3か月⑩	3か月⑪	3か月⑬	3か月	4か月	3か月⑯	6か月

① 4か月のうち2か月は「定め月」となっている。

② 10月から1月まで

③ 10月、11月で1か月半、正月、2月15日まで

④ 10月と正月、なお、2月16日から浜業を開始することになっていて、許されている。

⑤ 10月から2月15日まで

⑥ 小斎田浜10日減

⑦ 2年間だけ増持

⑧ 灘目、新在家、曾根、魚崎新村

⑨ 尾崎浜のみ

⑩ 赤穂浜として

⑪ 答島2か月半

⑫ 答島2か月

⑬ 備前浜が1か月負担

⑭ 備前塩浜として

⑮ 坂出分半月増休

⑯ 松山、西条、今治三舞



後年渡世可相成二付・・・(文政三年)<sup>⑩</sup>と、閏月の場合や、天候・在庫など、諸事情により休浜期間を集会の場で決めていくことによる。

なお、十州の塩浜が集うようになった安政二年(一八五五)には固定化し、播磨国(灘目、新在家、魚崎新村)は三か月、赤穂浜は三か月(ただし尾崎浜は六五日、新浜は五五日)、阿波国は三か月(答島は二か月または二か月半)、讃岐国(坂出浜、詫間浜)は三か月、備前浜も三か月、芸備浜は四か月、予州浜は三か月、防長二か国の塩浜は六か月となっている。また、讃岐国の坂出浜は三か月休浜で決められているが、実際は二か月で、その分を備前浜が半月休浜期間を延ばすことに対応している。このように休浜期間は各塩浜ごとに定められていたのである。

それ以前は休浜期間は不確定であったが、それでも休浜時期などの調整が見られる。たとえば、文政四年(一八二二)の集会では、休浜同盟に参加している塩浜は二月一六日から一斉に製塩作業を開始することが取り決められている。それにあわせた各地の休浜期間を決めている。嘉永七年(一八五四)は七月が閏月であるため「持浜中二有之時者何レ之内二而も半ヶ月丈ケハ業体仕、残り半月休浜ヲ致、其節申値之上春秋江何れ成とも繰寄可申候事(嘉永7年)」と、塩浜作業中のことなので、半月分を春秋のいずれかを休浜にすることが決められている。ただ晴天雨天が続くことにより休浜期間は例年と異なる場合があった。

塩の開始時期の決め方について【史料1】を参照しよう。<sup>⑪</sup>

#### 【史料1】

今年者越年塩少ク二付、一統二月朔日取付ニ取計候所、折節二月三月天気相続候ニ付、抜群直段下落仕、此趣ニ而差置候ハバ当暮ニ及候而者直段元之白地ニ立帰り可申氣之毒之至ニ候、畢竟近年之通越年塩多分有之候時ハ浜人手元より我勝ニ引下ケ候様相成、取続難出来、全体諸国共二三月者塩入用無之時節、勿論北国廻船茂三月末四月ニ至り不申候而者登り込不申所、右相手無之時節焚立置候故、自然と浜人手元ニ而仕入銀ニ追ハレ、又者見越し之論ニ而何レ可及下落ニ候得者、生塩売方勝手宜クと始終之損益ニ不相拘、目先之得手勝手より大体を取失ひ候様相成、已前之通浜業取続難相成押移居申候、然者後來之儀者一統三月朔日取附ニ仕候ハバ塩不捌之時分相休可然候得共、其段当席ニ而者義論約り兼可申付左之通申

值候事

(文政四年)

同史料を参照すると、文政四年は塩の在庫が少ないことから、二月一日から製塩作業を開始したところ、晴天が続く塩価が下落した。近年は在庫塩が多く、塩価を下げようとしても経営を維持することが困難だと述べている。さらに北前船は四月になるまで来航しないため、在庫を増やすだけで収入が得られず、資金繰りに困窮する可能性を指摘している。このため、三月一日から製塩作業を開始すべきだが、この点の議論はまとまっていない。結局、防長塩浜を除き、他の塩浜

では二月一五日から製塩作業を開始することになっている。

文政六年（一八二三）の集会でもこの文政四年以来の塩過剰の影響が問題になっている。結局、「我勝ニ生塩売込方勝手宜舗与始終之損益ヲ不顧取斗候段、惣体之直崩レ相成、忽身前之不算用ヲ引出し候義氣毒之到ニ候（文政六年）」と、<sup>(15)</sup> 損益を顧みないで在庫の処分には奔走するといった、いわば売りが売りを呼び値崩れを招いている。集会そのものも厳しい状況が報告されている。<sup>(16)</sup>【史料2】を参照されたい。

【史料2】

一 浜人手元追々困窮ニ付、兎角目先之小利ニ迷ひ熟談六ヶ舗相成居候、既ニ此度ハ休月多少之義論約りかたく、殊ニ十日集談之定日風波ニ付漸々十日十一日着船ニ相成、十二日より十五日迄数席之申値ニ依而左之通取斗候事、何分ニも如近來之塩直段下直ニ候而ハ諸入用ニも引足不申、御互ニ遂熟談休月相増候外有之間舗事ニ候、猶天氣晴雨之趣ニより芸備予州三ヶ国よりも飛脚を以播州赤穂迄可得御意候間、御同国灘目阿州撫養塩浜へ御差廻し被成御同国増休月御出情之様松永浜迄被仰聞候ハバ、御互ニ塩直段格別之下落ニ致不申候様及御相談度事ニ候、此度之通約り兼候而ハ、六十歳來之休浜因ミ合も退転ニ可及哉、又者西国中塩浜弥々取統之規模相立相統可相成哉之両端此時ニ相廻り候義歎歎畢竟相互ニ不祥をこらへ合永久陸敷申値候時者浜業取統繁栄可仕儀必定ニ候得者、同業ハ軒族同様ニ交情仕

度申値候事

（文政六年）

同史料を参照すると、四月十日に開催されるはずであったが天候が悪く、遅刻するものが多く出たため、四月十二日から十五日までで集会を開催している。集会では塩価格は下値であり、生産費用に見合わないため、休月を増やすことを取り決めていた。ただ、この集会では休浜期間を具体的に決めず、天氣の具合を見ながら、芸備予州から飛脚で播州赤穂の意向を確認し、その上で灘目浜、阿洲撫養浜、そして松永浜（備後に増休するように確認している。これを徹底しないと、「六十歳來之休浜因ミ合も退転ニ可及哉、又者西国中塩浜弥々取統之規模相立相統可相成哉之両端此時ニ相廻り候義、歎歎畢竟相互ニ不祥をこらへ合永久陸敷申値候時者浜業取統繁栄可仕儀必定ニ候得者」と、六十年來続いた休浜法が破談となり、瀬戸内塩業は維持できなくなると述べている。また、「讚州塩浜へ者御隣国之事故阿州より御駈合可被下（文政六年）」と、讚州塩浜に対しては阿洲塩浜から掛け合うことを取り決めていた。<sup>(16)</sup>

翌年の文政七年の集会においても防長塩浜は六か月休浜を決めたものの、芸備予州の塩浜は二月十六日から製塩開始を決めただけで、「持納メ之儀ハ八月集会之節予州新浜所居合之上、就而者阿播之両国御取計勘合之上治定可仕事」と（文政7年）、製塩終了時期は予州の新浜の動向や阿波、播磨の両塩浜の取り組みを念頭に据えながら決めることが記されている。<sup>(16)</sup>

その事情についてわかる【史料3】を参照されたい。<sup>(19)</sup>

【史料3】

一阿州南北才田塩浜、右近年依御請引ニ当方南北塩はま二ヶ月休浜定仕、去年者照統候而三ヶ月休ニも取斗致候所、休浜ニ依而是与申効も難見候由ニ而、私とも出勤前も此余増休約り兼候ニ付、先是迄之趣ヲ以御受引申上候筈ニ而出勤仕候所、会席ニ而御利解申承り候ニ而者、予州新はま所其外古浜所ニも是迄申値ニ相くわ、り不申ト当春夏へ懸ケ御示談被下度、此不景氣困窮之場合取はつし候而者可及示談期有之間敷、勿論此成行捨置れ候而者諸浜取統無心元と、兩三年も此不景氣相統候ハバ只今之浜人者過半業体ニ相離レ可申との御見込者何方も同様ニ付、乍御苦勞予州塩浜江三ヶ国より御渡海被下、休はま同様ニ相約り候上者、早速御様子以飛脚可被仰聞、左候時者三ヶ国ノ御振合ニより増月休制治定之儀者厚及示談一統取統相成候様力ヲ入取斗申度事

(文政七年)

つまり阿洲南北斉田浜において、これまで二か月の休浜を実施し、文政六年には晴天が続いたことから三か月の休浜にしたが、斉田浜にとつてはあまり休浜の効果を感じることはなかったとしている。むしろ、予州に新浜が開発され見逃すことができないうとしている。このように、他の塩浜が休浜に同調しない場合、斉田浜も同調できないという姿勢をみせている。実際、文政八年の集会には阿州塩浜は参加していな

い。<sup>(20)</sup>このため四か月休浜が必要なのだが、意見がまとまるのは困難だった。結局、この時の集会では休浜期間を決められず、播州塩浜、阿州塩浜の休浜期間の決定に応じて相互に連絡し合い、休浜期間を決めることにしている。

また、嘉永五年の集会では、「休月之大意申値候、其年柄晴雨ニ寄り少々動キ有之候得共増減共書状ニ而相談之上取斗可申事」<sup>(21)</sup>と、休浜期間のおおよそを決めたが、天候具合で変更もありうるとし、その場合は書状でやりとりすることを決めている。具体的には、「六七月ニ而凡其年之増出来数相見候間、八月上旬之内増減有之候年柄ハ諸国共態飛ニ而相談候事」と、六月、七月でおおよその製塩動向が判断できるとし、必要であれば八月上旬ごろに態飛脚にて相談することが記されている。また、嘉永六年においても「其年柄格別之晴雨ニ寄増持増休ミ共致し可申年柄、又若無余義事有之持浜仕候共、相互ニ相談之上一同何ヶ月与申候処相定メ取行可申、決而無沙汰不相成候事」と、休浜期間を短縮する必要があったとしても、許可なく増業は認めず、必ず連絡することとし、相談の上で増業を実施することを取り決めている。同様な取り決めは嘉永七年にも見ることができ<sup>(22)</sup>る。

しかし、嘉永六年を例にすると、「既ニ早春増休取行候浜所も有之、中ニハ未タ増休不仕ケ所茂有之、諸浜同様ニ相成度義ニ付、此度申値所、当年柄格別ニ而二ヶ月之増休ニ相成至極之事ニも可有之候得共、引取之上なら而ハ治定難出来方角も有之、追々早々当番迄御通し可有之事(嘉永七年)」<sup>(23)</sup>と、

二か月増休を決めて書状で伝達したとしても、塩浜によりうまく浸透していない様子がわかる。このように集会で決まったのちに書状・飛脚などでの増業、増休を伝達で浸透させることは難しい様子がわかるだろう。

また、安政三年（一八五六）の集会では、「一当年之儀ハ、石炭高直、塩下直相統難出来年柄二付、天気相統候ハバ式ヶ月増休、通例之天気候ハバヶ月増休、塩引上ケ炭引下候様仕度（安政三年）」と、休浜期間を天気だけでなくとも、燃料費の高騰と塩価格の下落の中、好天が続いた場合は二か月増休、例年通りの場合は一か月増休にすることを取り決め、石炭価格を下げ、塩価格を高くする取り組みがなされている。

なお、こうした各国の休浜が順守されているかを確認するため、相互に監督することを取り決めていた。嘉永四年（一八五二）の集会によれば阿州塩浜と播州塩浜、防長塩浜と芸備塩浜は相互に監督し、備前塩浜は芸備予州塩浜を、予州波止浜は芸備塩浜を、そして芸備塩浜は予州波止浜と備前塩浜を監督することを決めていた。こうした見回りに際し、不正が露見した場合、一軒当り過怠金として二両を支払うこととしており、その半分の発見者が褒美として得るようにし、残り半分は大集会の費用に充てている（嘉永六年）。このように休浜期間をめぐる取り決めがなされ、また、それを遵守する取り組みがなされている。

そんな中、「去冬阿播之処無沙汰二而増持有之、諸浜人氣二相掛り居候処、此度阿播之義ハ内実ハ水損二付無余儀次第

承り解合候へ共、播州出席無之故様子不相分、乍去別意有之候筈も無御座必無抛事与推察仕候、併別紙勘定書之通莫大之損亡二罷成候而已ならず、後年迄も相響キ諸浜一統之大患不過之誠ニ以歎敷次第二候間、以来拔持ハ勿論仮令内実無抛儀有之熟談之上たり共容易増持致間敷候事（嘉永五年）」と、嘉永四年に阿州塩浜や播州塩浜が、連絡をせずに増業を行ったことについて、実際は水害の影響でやむを得ないとしても、集会に参加しておらず増業の理由は不確かであるとしている。このような、やむをえない事情であったとしても、勝手に増業することは他浜に甚大な影響を招くとし、許可なく増業することを禁じている。これを見る限り、罰則などの記述が無いことを考えると、阿州塩浜、播州塩浜の増業については、不問に付していると考えてよいだろう。

また、冒頭で紹介した安芸国生口浜の増業一件についても嘉永五年の集会で取り上げている。そこでは、「若シ此後因合浜之内冬業取斗有之候而ハ、芸備ハ必定冬業仕候様相成可申、其儀此度改而被仰附候様子二御座候、已来ハ決而内分増持相互ニ致間敷事（嘉永五年）」と、若し集会に参加した塩浜が冬に作業を行えば、芸備塩田も冬業を行うようになること、相互に増業を行うことへの自制を促している。

### 三 情報交換や塩浜間の調整

以上に見られるように、休浜同盟は、その名の通り休浜期

間を決めるための組織であるが、それにあわせて、多くの情報交換や意見調整が行われている。具体的にどのようなことがなされていたのか以下紹介しよう。

## 1、塩・石炭相場の情報交換

塩相場については、文化一五年（一八一八）のときから嘉永六年（一八五三）まで「毎月不怠知七值候事」（文化一五年）<sup>20</sup>と、恒常的な情報交換を確認している。石炭が燃料として使用するようになると、「塩并ニ石炭相場相互ニ不絶適合可申事」（嘉永四年）<sup>21</sup>と、塩だけでなく石炭の相場情報を連絡し合うことが確認されている。

この相場情報の伝達方法についても、天保一二年（一八四一）の集会のときに確認されている。<sup>22</sup>すなわち、「正月廿日竹原より三田尻へ飛脚指出同方諸相場取戻り、二月朔日竹原より相場書加へ生口三ヶ所迄同方より松永相場書入、備前野崎迄同方之相場書入飛脚へ戻す、三ヶ所より生口竹原迄同方より又三田尻迄送り、同方之相場戻ル、阿州播州、両所へ通達ハ野崎浜より御取計之事（天保一二年）」と、①竹原浜↓三田尻浜↓竹原浜↓生口浜↓尾道三か所浜↓松永浜↓野崎浜↓尾道三か所浜↓生口浜↓竹原浜↓三田尻浜、②野崎浜↓阿波塩浜、野崎浜↓播州塩浜、となっており、書状に地元の塩、石炭の相場情報を書き加え、転送する仕組みが確立されていた。

## 2、衣装などの問題と調整

衣装は、近世における各地の塩浜の銘柄を示す重要な点であるが、この点についても集会の場で課題となり解決している。【史料4】と【史料5】を参照されたい。

### 【史料4】

芸備予州之塩自然と灘目俵形へ仕立大坂表参込直段売崩候而、灘目辺御迷惑ニ相成候由、是ハ全船手之仕業ニ御座候得共、大坂・堺・尼ヶ崎向キニ紛敷仕立候塩者買客何程ニ申候而も一円相断可申事、尤麦苗小俵仕立之儀ハ不苦之由、畢竟ケ様ニ御因ミ合申上者浜々売場所夫々得意御座候事故、仕来之売場所ヲ守相互ニ得勝手相慎候事

（文化一五年）

芸備予州から大坂、堺、尼崎へ運ばれる塩の俵装は灘目塩の俵装と類似していることから、灘目付近の塩浜から苦情が出ている。この点、俵装の原因は塩浜ではなく船側によるとしながらも、「畢竟ケ様ニ御因ミ合申上者浜々売場所夫々得意御座候事故、仕来之売場所ヲ守相互ニ得勝手相慎候事」と、塩浜ごとに得意の売り先があるので、勝手なことをしないことが確認されている。<sup>23</sup>

### 【史料5】

大坂・堺・尼ヶ崎江之売塩ハ灘目浜々中ニ而専大塩・八家・的形被売来候処、近来赤穂より三斗入と取計積登有之候由ニ付、右御国思惑違ニ相成、折角是迄仕組候休濱、破談ニも至り可申哉、既ニ右御懸合思惑違ニ付今年ハ灘、

大坂より御出勤無之段歎ヶ敷次第二候、依而諸浜より左之通及御挨拶候  
（文政二年）

大坂や堺、尼崎において販売する塩は灘目塩の中でも、大塩、八家、的形での塩が売られるはずだが、赤穂から三斗入り俵の塩が運ばれている。これは、それぞれの地域ごとの「思惑違い」となるので、せっかく行われた休浜法も破談になる可能性があることを指摘している。実際、灘目地方からの集会の参加が無く、各塩浜から挨拶することが取り決められている<sup>38</sup>。

【史料6】

去歳申値之通西国筋新浜從來仕来之 松永 灘戸田 黒島 三ヶ所之外者才田塩浜似七俵形已来堅用捨可仕候事

但、別紙ニ取交証文仕候事

（文政四年）

【史料7】

上灘目之内ニも大俵仕来り之場所小俵仕来り之場所夫々売場等相分り有之候所、近年似七俵彼是不都束ニ相成、旁以何事も居り合不宜候趣ニ而、昨年罷登り候節申承り、以来古形を御用ひ有之度、其段申談相約り候得共、帰帆を急キ最少手残りニ相成候故、此度瑜伽山集会之上規定相定申度候、唯何事も不景氣故之事ニ候得共、右体規定相立不申候而者、後年又々思惑違出来候義難斗候間、向後何事も古形を相用、俵形売場共不埒無之様可被成候事

（文政四年）

【史料8】

近年 赤穂 灘目 売場之御儀論有之候得とも、ヶ様一統御居り合候上者猶々美敷御取斗御尤ニ候事  
（文政四年）

俵装をめぐる問題は、しばしばあったが、【史料6】のように、松永浜、灘戸田（生口浜）、黒島以外の塩浜では才田塩の俵形と似せないように取り決めている<sup>39</sup>。また、【史料7】のように、古形を用いるようにし、似せ俵を使わないようにし思惑違いとならないように取り決められている<sup>38</sup>。こうした中、【史料8】のように、赤穂浜と灘目浜との間で行われた売り先をめぐる争論でも、調整が行われている様子が明らかとなる<sup>39</sup>。

このように、休浜同盟の集会では、単に休浜期間を調整するだけではなく、販売先やそれを含めた俵装などについても集会の場で調整が行われ解決している。

3、新浜築造に関する打ち合わせ

次に、塩価格の低下の要因となる各地の塩田開発についての打ち合わせが文化一五年から文政八年にかけてほぼ毎年取り決められている。文言は異なるものの内容は似ており、【史料9】の通りである<sup>38</sup>。

【史料9】

一 諸国共追々新浜出来仕、古浜所迷惑ニ相成、依而休浜何程出情仕候而も其効無之押移り申二付、乍恐御上表

江尚厚新浜開作御聞届不被為遣候様御歎申上候様申值  
二有之候所、近年浦辺筋干潟新開築多分有之向寄を以、  
新開之内新浜田畑ト目論見相成、就中古地水利等之考  
等も有之、不大形心配有之役人共心痛第一ニ押移り居  
申候、乃至沓ヶ所ニ而も申合之浜所御歎取不相調方角  
有之ニ於ては、忽後來新浜出来不申様之趣談ニ悪キ古  
浜所得取続キ不申荒行候様可押移段難斗候得者、弥以  
相互ニ新浜築之風説承り次第歎キ取可申事

(文政四年)

新たに塩浜が各地に開發されると、生産性の低い古浜はと  
りわけ困窮することから、「弥以相互ニ新浜築之風説承り次  
第歎キ取可申事」と、新浜の開發の風評が出た段階で該当す  
る領内の塩浜は開發中止の嘆願書を領主に提出することを取  
り決めている。

#### 四、休浜同盟への勧誘

休浜同盟は、文化九年(一八一二)に赤穂浜が参加を決  
め、坂出浜や詫間浜が参加を決めたのは嘉永六年(一八五三)  
のことである。ただし、このときは、塩浜の了解は得ている  
ものの、領主からの認可は下りておらず、調印にまで至って  
いない(嘉永六年)<sup>⑩</sup>。いずれにせよ、休浜同盟に参加してい  
る塩田は、休浜同盟の参加者を瀬戸内一帯に範囲を拡大する  
ことを目指し、各地へ出張するなどして休浜法への理解につ

とめている。

たとえば文化一五年の集会では、まだ阿州浜や予州浜は波  
止浜(伊予国)を除き参加を表明していない。ただ、阿州浜  
(撫養才田塩浜所)では、播州の塩浜と休浜法の件で意見交  
換がなされている。<sup>⑪</sup>【史料10】を参照しよう。

#### 【史料10】

阿州撫養才田塩浜所よりも毎々播州へ渡海有之休浜之儀  
承り合有之趣ニハ候得共、同所ニおてもいづれへそ御  
上表願主と成被申出候世話振出来かね候由、此段尤ニ候  
得ハ既ニ七ヶ年前芸備塩浜所より罷登り候ニ付相談約り  
合、御上表御聞濟ニ相成、其已来備前瑜伽山、芸州巖島  
隔年ニ播州芸備予防長会合申值候様相成、浜業取続便利  
宜敷相成事ニ候、然ハ阿州渡海之儀防長芸備予参会之便  
ニ忝人宛罷登り候得ハ、播州塩浜より阿州知音之方様へ  
同伴も可有之との儀ニ付、塩浜申值試候所、誠ニ両国塩  
浜不残申值候様ニ至り候て、廿五ヶ年来之通凶年打続塩  
浜業土地ニ離れ候程之儀者出来申間敷、依而左之通申值  
候事 (文化15年)

文化一五年(一八一八)には「阿州渡海之儀防長芸備予参  
会之便ニ忝人宛罷登り候得ハ、播州塩浜より阿州知音之方様  
へ同伴も可有之との儀ニ付、塩浜申值試候所、誠ニ両国塩浜  
不残申值候様ニ至り候て・・・」と(文化一五年)、防長、  
芸備予州の塩浜の代表が一名ずつ参加すれば、播州塩浜から  
阿州塩浜の知人を招くので、そこで休浜法の取り決めが可能

であると述べている。そうすれば、天明七年ごろの塩暴落のようなことはならないと述べている。

また、同時に「予州西条様御領分之内滝浜三拾七軒ハ讃州塩浜近辺之所いまた集会所出席無之、左様ニ而者遠路駈合出来かたく二付手寄知音之方様より申及度申値候事(文化一五年)と、多喜浜は集会への参加が無いが、集会の場所まで遠距離であることから参加しないと、近くの塩浜が勧誘することを取り決めてる。

さらに同じ伊予国今治領にある津倉浜においても集会への出席は無いが、その理由として伯方島など今治藩領内で七軒浜もの塩田が開発されたため、周辺の波止浜、津倉、生口浜が大いに迷惑している。翌文政二年(一八一九)の三月上旬に、五か国の塩浜と多喜浜も一緒に五六人が集まり、さらに赤穂浜、灘目浜からも三四人集まり、金比羅山麓で集合した上で、阿州浜、および讃州浜に行き、面談することを決めていく。そうすれば、「弥々塩浜永久可取続之因ミ合仕度申値之候事(文化一五年)」と、述べている。翌年の集会によれば多喜浜は休浜に同意し、集会にも近いうちに参加するといふ報告がなされている。(文政二年)<sup>(45)</sup>

しかし、文政二年(一八一九)における阿州塩浜への対応については、【史料11】の通りである。<sup>(46)</sup>

【史料11】

何方ニ而も買船を引請商事仕候義至極ニ候所、去寅年早打統抜群之出来塩有之、芸備予防長五ヶ国者越年塩夥敷、

灘目赤穂辺ハ水塩持越し相成、此水汐早春より被焚立何方も有塩沢山ニ付直段追々下落ニよつて、去春以来ハ一統売方ヲ急キ、或ハ積出し売ニ付当用之間ヲ合候様押移、

前段之思惑違出来申候、其根元ハ世上ニ給余り候程之焚立直段我勝ニ引下不景氣より事起り候、依而差向今年柄之義ハ赤穂より大坂売之義ハ従来行成り有之候共御用捨有之、御双方御和順之上休浜申値之大意阿州塩浜へ御相談御仕懸之義被入御力候而同方休浜一度ニ至り候時ハ有増翌年へ持越不申様仕組ミ仕、直段下落仕候時ハ都而売方強氣ニ相成、積出売等ニ不及候故、前段之争者無シニ可相成愚考申値、呉々も枝葉之御争ハ御用捨永久取続可相成之、阿州御示談專要ニ申値灘目赤穂より阿州江御出浮之上ニ而も阿州御上向申取六ヶ敷、何卒両国下筋よりも罷登候様所望於有之ニ者申値可罷登、此不景氣之場合西国一統之申値不仕候而ハ浜人困窮被相免趣談有之間敷、畢竟阿州ニも休浜懇望之風説乍承相談及遲滞ニ候義ハ無情之至候、呉々相互ニ力ヲ入申候事 (文政二年)

文政元年以来、干天が続くことから、製塩量が増大し、芸備予防長五か国での在庫塩の量が膨らんでいる。しかも、灘目塩や赤穂塩も先物での購入が多くなっている。それに拍車を加えて我勝ちに塩売りをを行うために塩価が下落している。

【史料5】で紹介した「思惑違い」もこうした理由が背景にあると述べている。阿州塩浜への休浜法への参加を促し、仮に休浜法を実施すれば在庫もなくなるとしている。だから



「呉々も枝葉の御争ハ御用捨永久取続可相成之」と、つまりない争いは無くして休浜同盟への参加を目指すべきことを確認している。そして、阿州塩浜の参加を呼び掛けるために赤穂浜は阿州浜へ出張している。しかし、阿州塩浜は説得に応じていない。一方で阿州浜自体でも休浜を望んでいるので、積極的に休浜同盟への参加を目指す様に取り組むことが確認されている。この結果、文政三年十月の集会には阿州塩浜も参加するようになった。このときの集会には、阿州の塩浜は、大潟浜惣代、新長浜惣代、桑野浜惣代、徳島斎田浜惣代、撫養小桑島村浜人惣代、明神村浜人惣代、高島村浜人惣代、南浜村浜人惣代、立岩村浜人惣代など、阿波国に所在する主な塩浜の代表者が参加している。

【史料3】で紹介した文政七年（一八二四）の集会で阿州塩浜が主張した様に、他の塩浜が休浜法に同調しない以上、阿州塩浜は休浜法に同調しないという姿勢を見せたことから、「播州赤穂東西塩はま右御同様御前文之通、此度御苦勞ヲ以予州塩浜御誘引相成候上者、阿州思召之通厚ク力ヲ入遂示談増休治定之趣可申上事（文政七年）」<sup>(46)</sup>、播州赤穂塩浜が阿州塩浜の意向を受けて予州塩浜の参加を呼びかけ、さらに灘目塩浜については、防長芸備予州の塩浜が調整に当たっている（文政七年）。さらに、予州の新浜などこれまで集会を呼びかけていなかった塩浜にも集会への参加を呼びかけている。

その結果、翌文政八年（一八二五）の集会では、予州塩浜

のうち多喜浜が同意し名代が瑜伽山集会に参加している。津倉浜も四か月休浜に同意している。ただ、新浜である木之浦浜は病気を理由に会っていない<sup>(47)</sup>。

灘目地方の塩浜も集会への参加が無いため、赤穂塩浜から再三説得するものの、同意していない。文政十一年、十二年と集会では「色々駈合有之候得共、当年も出会無之」（文政十二年）と不参加が続く<sup>(48)</sup>。「左候而者積年之因も及退転二道理難捨置事柄故、尚亦赤穂東西御衆中帰国之上早々御登込、已来出席有之候様厚御談事可有之候事」と、赤穂浜から説得を試みていることが確認されている<sup>(49)</sup>。

さらに文政十二年（一八二九）には「予州波止浜去歳より不斗破談ニ相成、芸備迷惑筋多申値候廉ニ筋合不仕様之取斗も有之、当席儀論甚六ヶ敷、既ニ諸国共人氣之崩ニ可相成哉之所、左候時者因合詮も無之、根本破談之場所早々居り合ニ到り候様御互ニ申値及駈合可申候事（文政十二年）」と、文政十一年には休浜同盟の一員として芸備塩田と歩調を合わせていた波止浜が破談するようなことがあり（文政十二年）、そのようなことがあれば、一気に休浜同盟全体が破談になる恐れがあるとし、調整すべきであると記されている。

また、讃州塩浜に対しては野崎浜が説得にあたっており、手続きがうまくいけば各地の塩浜が出張し休浜法への理解をうながすことが記されている<sup>(50)</sup>（弘化二年）。

## 五、休浜法の理念の確認

休浜同盟の集会に際し、過去の実例などを紹介しながら休浜法の理念や有効性を紹介することもしばしばあった。いくつかの史料を紹介しよう。

### 【史料12】

一 去子丑年之出来増塩売場并浜方へも夥敷持越ニ相成、塩浜一統直段大下落及難洪ニ何ニ付、去九月より二月迄休浜致候而も塩直段ハ難引立、江戸表も去冬已来船間之候処、三匁余ニ而買請ニ而も船手運賃ニも難相成趣、尤旱年出来増斗ニも無之、文政已来新浜凡六百式三拾軒も出来、何レも大浜ニ付出来塩ハ古浜千軒ニも相当り可申、其余肥後・薩摩も新浜大数出来候由、塩ハ外之品物与ハ違ひ下直ニ而も多分喰潰候事も無之、凡年々相定り候物ニ候間、平年ニ而ハ自然与持越ニ相成、其中ニハ稀ニ旱年も有之、斯塩直段拔群及下落難渋仕候、文政年中塩大下落式匁六七分ニ而大損ニ相成塩浜ニ相離レ候者も多分有之候、其節ハ米直段四拾目位諸式下直ニ候間割合致候得ハ当时之四匁位ニ相当り可申歟、然ル所三匁余ニ而ハ莫大之損亡互ニ心症至極ニ有之、既ニ文政年中喜多山直十郎殿、此上新浜出来候而ハ古浜立行不申見込ニ而、年々大集会連印帳へ新浜出来不申様御歎可申上段書記、尤之義ニ有之候所、其後新浜前記之通出来致候間、右新浜出来増塩丈ケハ

新古浜共申談し、休浜ニ而相減之外無之、塩直段も引立候得者石炭米代差引候而も他領より入込候金子相増候儀ニ候間、乍恐御国益ニも可相成、此段者諸国共同様之義ニ有之、去秋より定例持方致候時ハ式匁台ニ而も相捌ケ申間舗所、碇當時直段ニ而ハ莫大之損亡実危急之場合ニ付、厚申談中直段ニ引戻シ候様執斗申度事  
(嘉永七年)

同史料を参照すると、嘉永五年、六年と、塩が増産していたことで、在庫が増え、塩価格も下落している。九月から二月までの休浜を実施したが、塩価格は高くなり、江戸からの船も冬から寄港しない。この点、単に晴天が続いただけでなく、文政期以降、九州南部を始め各地に塩浜開発が進んだことや、塩の性格上、多くを食するものでもないので塩価格が下落しても在庫を増やす結果となったとしている。よって塩の在庫は休浜によって減らすしなく、それによって価格を戻すべきであると述べている。休浜法は総量（生産量）を抑制することを意図した考えであることを示している。

### 【史料13】

一 諸浜一同持致候時ハ忽損亡見江透キ候儀に御座候共、自然休浜不同意之場所も有之候時ハ、仮令何程損亡相成候迎も其段ハ不省諸浜一同持破り候外無御座候、尤因合之義是迄之通り可仕候事  
(嘉永七年)

同様に嘉永七年には、休浜をやめてしまえば、たちまち経営が悪化し損失を生む塩田が増え、自然と休浜に賛同しない

塩田が増えていく。そして、たとえ損失することがわかっていても、諸塩浜は休浜をしなくなるので、集会での決定事項に従うことを確認している。塩浜での連合体を意識した考えを示している。<sup>(53)</sup>

#### 【史料14】

往古江戸塩直段壹両ニ付塩三俵半ニ御定之処、塩浜追々出来二付、引俵之御仕成ニ相成、当時ハ塩垣庭格外直二相成、浜業難引合一同難洪仕居申候二付、休浜申談候義ニ而決而メ売等ニ相当不申訳柄、去寅宮島集会連印帳ニ委敷有之候事 (安政二年)

塩の価格が安価であることについて、各地の塩浜での生産過剰が原因であるとし、休浜の実施を述べている。その意味で、休浜は決してメ売ではなく、生産の安定を意図していることを示している。<sup>(54)</sup>

#### 【史料15】

一休浜之儀者宝暦度より相始候得共追々新浜出来、数度凶年有之、六月ニ塩浜地場ニ荳生候義も有之候由、文政已来ハ諸国新浜夥敷出来、眼前備前讃州石炭塩浜ハ不残文政已来之新浜故、中年ニ而ハ大数之持越塩ニ罷成、既ニ子丑兩年持越塩莫大ニ付丑九月并去歳ニケ月増休取計、其上雨天相続出来塩余程相減候得共、甚以下直ニ付よろしき年柄とハ塩代銀高五六歩位之入込故大損ニ相成申候、若シ増休も致不申其上中年之天気之時ハ塩間大下落如何共致方無之、先年之通六月ニ荳生

相続も難出来様ニも相成可申哉、去歳之雨天ハ誠ニ天之御恵ミ共可申年柄ニ候得共、越塩多分ニ御座候ニ付相場引立不申、浜方勘定相立不申必至難洪仕候、丑年已来者諸国一同因合罷成候故、申値次第ニ而豊凶ハ自由ニ相成候義に、中直段ニ引戻し不申候儀ハ天災とハ難申、浜人より自減ヲ好候道理ニハ有之間敷哉、年々諸国入用塩丈ケ出来不申候而ハ相成不申義ニ付、不用塩持越下落致候節ハ速ニ致増休、雨天塩不自由之節も増持致中直段ニ罷成候様取斗候得ハ天理ニも相叶塩浜相続出来可申歟、前文之次第ニ付致増休候得者直段引立候間大造入込金相増、石炭代出銀無少候間浜人ハ勿論成立、乍恐御国益ニも罷成可申事 (安政二年)

休浜については塩浜開発が推進されることで、在庫を増やしている。雨天が続いたことで生産した塩が不足しても、塩価格は下落したままで、好景気だった時の価格と比べて、五〜六割程度と経営的に苦境に立たされている。よって増休すること、値段が高くなり収入が増え、また石炭代銀も費やされずにすむということで国益であると述べている。

休浜法を実施することは、生産コストの削減と経営の向上を目指したものであることを示している。<sup>(55)</sup>

#### おわりに

以上、野崎家文書に残されている文化一五年（一八一八）

から慶応二年（一八六六）にかけての「諸浜集会印形帳」を参照しながら、休浜同盟での集会の内容を紹介してきた。休浜同盟への参加は、製塩高の総量の抑制や、経営コストの削減と生産性の向上といった休浜自身の効果を期待し、休浜期間の設定や新浜築造に関する打ち合わせ、さらには休浜法の理解を瀬戸内地域一帯に拡げる取り組みなどが行なわれた。また、そのためにも休浜法実施の理念も必要に応じて確認している。他にも、塩や石炭の相場情報の入手や、市場をめぐる問題では、佞装に関する調整などが積極的に行なわれている。

本論では休浜同盟の集会での決定事項を中心に紹介しており、集会での議論の様子は明らかにできない。ただ、他にもかかる休浜同盟についての議論を示した史料が発見されつつある。これら個々の史料を明らかにしつつ、休浜同盟の全貌を総体化していければと考えている。今回明らかにしたことからもわかるように、塩浜間の利害が一致しない場合や、地元塩田に不利益になる場合は、集会での取り決めに違反することもあった。また、集会の取り決めにおいて、休浜期間を取り上げたとしても、各塩浜において休浜期間は多様であり、決して一定していない。ある意味、各地の塩浜間の妥協の結果として集会での決定がなされたのである。

安政五年の集会のことである。「四ヶ月休之処、諸国並三ヶ月休ニ執行候様御趣意も有之、当年より相改候事、尤業体不引合之時節ニ付、願クハ諸国一同四ヶ月休ニ相成候様申談度、此度出席之衆中引取之上申談治定之趣当番迄返答可致旨

申談候、且不參之箇所へハ当番方より掛合可申候、勿論諸国一同四ヶ月二相成候得ハ、芸備義も是迄之通四ヶ月休之事（安政五年）」芸備塩田は四か月休浜を維持するためには、各地の塩田も四か月休浜にすることが必要であると主張している<sup>37</sup>。しかし、安政七年において芸備塩田は三か月休浜となっているように、結局、諸国の塩浜からの合意は得られず、逆に芸備塩田も休浜期間を短縮している<sup>38</sup>。

このように、休浜法は多様な有益性を確認できるが、個々の塩浜において集会での取り決めに遵守することで自身の塩浜の経営が悪化するのであれば、経営を維持し続けることは難しいことを示している。また、集会で休浜期間を決めた後に、さらに書状で増休を提案されたとしても、各塩浜で浜子を雇い入れた後であれば、増休を実行することは経営的に困難であった。その意味では、集会での決定は最終的には各塩浜のモラルによって維持されていたといえるだろう<sup>39</sup>。

また、備後国を例にすれば野崎浜が四十八町八反弱を開発したのは文政十二年（一八二九）のことであり、それ以降、国内各地で塩田開発が進められ、天保十二年（一八四一）には東野崎浜七十四町歩弱が開発されている<sup>40</sup>。また、文政十二年（一八二九）には、讃岐国坂出東・西大浜百一町歩が開発されている。このように各地で巨大塩浜の開発が行われる中、こうした塩浜を休浜同盟としてのネットワークの一員として取り込みながら、休浜法を遂行していく必要があったのである。

註① 拙稿「地域を担うリーダー——久米栄左衛門の思想と行動——」

『地域社会とリーダーたち 近世地域史フォーラム 3』吉

川弘文館、二〇〇六年。同様な議論として「坂出塩田の祖

久米栄左衛門」(『日経研月報』四一六、二〇一三年)

(2) 拙稿「芸予島嶼部における地方名望家の展開」(『海と風土

——瀬戸内海地域の生活と交流——) 雄山閣、二〇〇二年

(3) 拙稿「近代における内湾塩業の展開と地域名望家の行動」

(『袖ヶ浦市史研究』4号、一九九六年)

(4) 「休浜同盟の展開と芸備塩田——生口浜増稼一件」を素材

にして「『ヒストリア』一七〇号、二〇〇〇年、なお、同

論文は「近世瀬戸内塩業の研究」二〇一〇年、校倉書房に収

録されている)

(5) 拙稿「瀬戸内の塩業」(『地方史研究協議会編「地方史事典」

弘文堂、一九九七年)

(6) 文化十五年「於厳島諸国塩浜集談覚書」

(7) 同史料は日本塩業大系編集委員会編「日本塩業大系 史料

編 近世(二)」(一九七六年)の中に「十州塩田同盟史料」

として野崎家史料が掲載されている。本論で掲載されている

以下の史料の出典は全て同史料群によるものである。

(8) 文政八年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」

(9) 文政三年「西国塩浜ヶ所相統帳」

(10) 文政三年「西国塩浜ヶ所相統帳」

(11) 安政四年「於厳島諸国塩浜集会連印帳」の「備前」の項を

参照すると、「坂井手一ヶ月分余内百四拾軒二而半ヶ月増休

取斗候事」と記されている。

(12) 文政三年「西国塩浜ヶ所相統帳」

(13) 嘉永七年「芸州厳島於竹原屋菊蔵宅諸浜集談覚帳」

(14) 文政四年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」。なお各史

料の文末にカッコで年代が記載されているが、これは史料が記載されている集会開催時期を示している。

(15) 文政六年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚帳」

(16) 文政六年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚帳」

(17) 文政六年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚帳」

(18) 文政七年「芸州厳島於八百屋彦兵衛宅諸浜集談覚帳」

(19) 文政七年「芸州厳島於八百屋彦兵衛宅諸浜集談覚帳」

(20) 文政八年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」

(21) 嘉永五年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」

(22) 嘉永六年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」

(23) 嘉永七年「芸州厳島於竹原屋菊蔵宅諸浜集談覚帳」

(24) 嘉永七年「芸州厳島於竹原屋菊蔵宅諸浜集談覚帳」

(25) 安政三年「於丸亀淡路屋米蔵宅諸浜集会印形帳」

(26) 嘉永四年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」

(27) 嘉永六年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」

(28) 嘉永五年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」

(29) 嘉永五年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」

(30) 文化十五年「於厳島諸国塩浜集談覚書」

(31) 嘉永四年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」

(32) 天保十二年「吉備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談印形帳」

(33) 文化十五年「於厳島諸国塩浜集談覚書」

(34) 文政二年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」

(35) 文政四年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」

(36) 文政四年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」

(37) 文政四年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」

(38) 文政四年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」

(39) 拙稿「十州休浜同盟成立過程と赤穂塩田の参加」(『近世瀬

戸内塩業史の研究』二〇一〇年、校倉書房)

- (40) 嘉永六年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」
- (41) 文化十五年「於嚴島諸国塩浜集談覚書」
- (42) 文化十五年「於嚴島諸国塩浜集談覚書」
- (43) 文化十五年「於嚴島諸国塩浜集談覚書」
- (44) 文政二年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」
- (45) 文政二年「備前瑜伽山麓於西屋諸浜集談覚書」
- (46) 文政七年「芸州嚴島於八百屋彦兵衛宅諸浜集談覚帳」
- (47) 文政八年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」
- (48) 文政十二年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」
- (49) 文政十一年「芸州嚴島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳」
- (50) 文政十二年「於備前瑜伽山麓諸浜集会印形帳」
- (51) 弘化二年「於備前瑜伽山麓西屋諸浜集会印形帳」
- (52) 嘉永七年「芸州嚴島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳」
- (53) 嘉永七年「芸州嚴島於竹原屋菊藏宅諸浜集談覚帳」
- (54) 安政二年「於瑜伽山西屋多次兵衛宅諸浜集会印形帳」
- (55) 安政二年「於瑜伽山西屋多次兵衛宅諸浜集会印形帳」
- (56) 安政五年「於伽峯諸国塩浜集会連印帳」
- (57) 安政五年「於伽峯諸国塩浜集会連印帳」
- (58) 安政七年「於瑜伽山諸国塩浜集会連印帳」
- (59) 拙稿「一九世紀後半、瀬戸内塩田における休浜思想の特質」  
『近世瀬戸内塩業史の研究』二〇一〇年、校倉書房
- (60) ナイカイ塩業株式会社社史編纂委員会『備前兎島野崎家の研究』（一九八一年）
- (61) 拙稿「地域を担うリーダー」『地域社会とリーダーたち』  
（二〇〇六年、吉川弘文館）

（青山学院大学経済学部）